

【公募案内】平成 28 年度第 2 次補正予算・小規模事業者持続化補助金〈一般型〉の公募について

顧客獲得や集客力向上のため、
チラシ広告・商品開発・パッケージデザイン変更・
店舗改装など、使い方いろいろ



平成 28 年度第 2 次補正予算・小規模事業者持続化補助金〈一般型〉の公募を次のとおり開始します。

本事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓等の取り組み(新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、地道な販路開拓等と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。小規模事業者(注1、注2)が、商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額:50万円(注3、注4、注5)

(注1)小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社および個人事業主)」であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者です。

(注2)商工会会員、非会員を問わず、応募可能です。

(注3)補助対象経費75万円の支出の場合、その2/3の50万円を補助します。同様に、補助対象経費60万円の支出の場合は、その2/3の40万円が補助金額となります。また、補助対象経費90万円の支出の場合には、その2/3は60万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である50万円となります。

(注4)以下の場合、補助上限額が100万円に引き上がります。(①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者、②雇用を増加させる取り組みを行う事業者、③買物弱者対策の取り組み、④海外展開の取り組み)

(注5)原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円~500万円となります(連携する小規模事業者数により異なります)。

◆◆◆ 受付開始 ◆◆◆ 平成28年11月4日(金)

◆◆◆ 受付締切 ◆◆◆ 平成29年1月27日(金)[締切日当日消印有効]

◆◆◆ 申請書提出先・問い合わせ先 ◆◆◆

川俣町商工会

〒960-1454 福島県伊達郡川俣町字八反田23

電話番号 024-565-2377(8:30~17:15 土日祝日除く)

受付開始
しています!!



◆◆◆ 応募方法 ◆◆◆

応募にあたっては、公募要領をご覧ください、申請書様式により提出して下さい。

公募要領(PDF)・申請様式(WORD)は、福島県商工会連合会ホームページからダウンロードできます。

→<http://www.f.do-fukushima.or.jp/>

◆◆◆ 留意事項 ◆◆◆

・本事業の申請に際しては、補助金申請者が所在する地区の商工会で書類を確認する作業が必要のため、締切日まで余裕を持った日程で、商工会にご相談ください。

・商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者については、日本商工会議所の公募要領をご覧ください。(福島県商工会連合会への申請はできません)

→<http://www.jizokukahojokin.info/>

お早目に
ご相談ください!!



◆◆◆ 参考URL ◆◆◆

・中小企業庁・平成28年度予算関連事業/平成27年度補正予算関連事業

→<http://www.chusho.meti.go.jp/hojyokin/index.htm>

◆◆◆ その他 ◆◆◆

・過去に採択された「経営計画作成・実践」に関する全国事例集は下記リンクよりご覧ください。

小規模事業者の経営計画作成・実践事例集(2015年3月・日本商工会議所&全国商工会連合会)(PDF)

→<http://www.jcci.or.jp/chusho/2015.jizokuka.jirei.pdf>